

## 別記 事務所の使用権を証する書面（独立事務所）

### 1. 事務所とする建物が自己の所有である場合

「建物登記事項証明書」または「家屋課税台帳登録事項証明書」等

（納税義務者のみでなく、建物の所有者の住所、氏名の記載のあるもの。所有者名が申請者と違う場合（例：登記が会社名でしてある等）は、上記書類に「使用承諾書」を添付

\* ただし、住所と事務所所在地が同一の場合は、上記書類は不要とする。

### 2. 事務所とする建物が登録申請者の親族（血族二親等及び姻族一親等まで）の所有（共有）である場合

a. 「建物登記事項証明書」または「家屋課税台帳登録事項証明書」等（建物の所有者の住所、氏名の記載のあるもの）および建物の所有者である親族から申請者に対する「使用承諾書」

b. 建物の所有者はすでに死亡しているが、相続登記が完了していないため当該建物の現所有者が確認できない場合には、当該建物の「評価証明書」および、当該納税義務者から使用者に対する「使用承諾書」

\* ただし、住所と事務所所在地が同一の場合は、上記書類は不要とする。

### 3. 事務所とする建物が他人の所有である場合

a. 建物の所有者と賃貸借契約を締結する場合

「建物登記事項証明書」または「家屋課税台帳登録事項証明書」等（建物の所有者の住所、氏名の記載のあるもの）および建物の所有者と賃借人の間で取り交わされた「賃貸借契約書の写し」

\* ただし、住所と事務所所在地が同一の場合は、上記書類は不要とする。

b. 建物の所有者と使用貸借契約等を締結する場合

「建物登記事項証明書」または「家屋課税台帳登録事項証明書」等（建物の所有者の住所、氏名の記載のあるもの）および建物の所有者と使用者の間で取り交わされた「使用貸借契約書の写し」または「使用承諾書」

c. 賃借人から転借する場合（～すべて必要）

「建物登記事項証明書」または「家屋課税台帳登録事項証明書」等（建物の所有者の住所、氏名の記載のあるもの）

建物の所有者と賃借人の間で取り交わされた「賃貸借契約書の写し」

賃借人と転借人の間で取り交わされた「賃（転）貸借契約書の写し」

賃借人が申請者に転貸をすることについての建物所有者の「使用承諾書」

d. 現在は、賃貸借契約を締結していないが、行政書士登録後直ちに契約する旨の承諾を得ている場合

「建物登記事項証明書」または「家屋課税台帳登録事項証明書」等（建物の所有者の住所、氏名の記載のあるもの）および「使用承諾書」

### 4. 賃貸借契約に基づき他の行政書士、税理士、その他の士業者と同一室内に事務所を設けようとする場合

上記1～3で該当する書類の他に、「合同事務所設置協議書」（設置者の士業の資格、建物の表示、各自事務室の面積、設置期間、諸経費分担方法その他必要事項の記載のあるもの）を添付

\* 賃貸借契約期間が終了している賃貸借契約書の場合は、「使用承諾書」を添付

\* 建物使用について用途制限があり、営業が認められない建物を事務所として使用する場合は、貸主の「使用承諾書」ただし、事務所の予定地が住所と同一場所にあればその限りでない。

\* 建物が新築後で、登記も未済、市町村の家屋課税台帳にも登録されていない場合は、「建築確認通知書」または「建築検査済証」の写し